

地震時における山形市応急給水活動基本方針

(目的)

第1条 本基本方針は、震度5弱以上の地震により水道施設に被害が生じた場合(以下、「地震被災時」という。)において、より多くの地点で飲料水を確保するとともに応急給水活動における初動対応を迅速に行うため、活動の方針を示すものである。

(給水の基準)

第2条 応急給水を実施する場合の給水の基準は以下のとおりとする。

- (1) 災害により、現に飲料水を得ることができない者に対し提供するものとする。
- (2) 給水量は、原則として最低限必要とされる1人1日当り飲料水3ℓとする。

(応急給水の方法)

第3条 上下水道事業管理者(以下、「管理者」という。)は、地震被災時に応急給水を行うものとする。なお、別表1に記載の事前に定められた給水所(以下、「拠点給水所」という。)28箇所を開設し、給水を行う。特に、別表1の1震災用緊急貯水槽及び2災害用貯水槽(整備済)の拠点給水所については、自動的に開設する。

- 2 拠点給水所を開設する時間は、午前8時から日没までを基本とする。
- 3 管理者は、市避難所において整備済の拠点給水所を開設する場合にあっては、各避難所運営委員会の協力のもと、開設・運営を行う。
- 4 管理者は、別表1の3災害用貯水槽(未整備)の拠点給水所については、給水車等による給水(以下、「搬送給水」という。)を行う。
なお、市内の断水状況等を把握して、必要がある時は拠点給水所以外への搬送給水も行う。
- 5 管理者は、福祉避難所等から要請を受けた場合は、搬送給水を行う。

(応援要請)

第4条 管理者は、必要に応じて、「水道施設の災害に伴う応援協定書」に基づき山形市管工事協同組合へ、「日本水道協会山形県支部災害時相互応援協定」に基づき日本水道協会山形県支部へ応援を要請する。

(拠点給水所の整備)

第5条 管理者は、本基本方針に基づき、地震発生時における飲料水の確保を図るとともに、応急給水活動を推進し、実効性を高めるため、令和2年度から令和6年度までの5年間において、別表1の3災害用貯水槽(未整備)の整備を行うものとする。

整備にあたっては、年度ごとの整備箇所を定めた、災害用貯水槽整備計画を策定し、山形市が管理する小・中学校及び商業高等学校の受水槽に緊急遮断弁等を取り付け、地震被災時に災害用貯水槽として使用する。

- 2 管理者は、災害用貯水槽の整備が完了した拠点給水所に別表2に記載の応急給水活動に必要な備品を配備し、拠点給水所であることを示す標示を設置する。
- 3 管理者は、災害用貯水槽の整備が完了した拠点給水所の市避難所に、開設運営に関する標準マニュアルを配備し、避難所運営委員会と協働で拠点給水所の開設・運営訓練を行う。

(その他)

第6条 「地震時における災害用貯水槽の整備及び管理等に関する覚書」に基づき、学校の受水槽を災害用貯水槽として使用する間は、当該水槽の管理及び当該水槽の飲料水の安全性の確保については、上下水道部が責任を負うものとする。

- 2 本基本方針は、第5条第1項の整備が全て完了した時点で必要な見直しを行う。また、市を取り巻く環境や状況の変化等により変更の必要がある場合は、随時見直しを行うものとする。

(施行期日)

この基本方針は令和2年5月29日から施行する。

(施行期日)

この基本方針は令和2年7月6日から施行する。

別表1 事前に定められた給水所（拠点給水所）

区分	名称	所在
1 震災用緊急貯水槽 5箇所	第二公園	十日町
	薬師公園	薬師町
	霞城公民館	城西町
	第九小学校	馬見ヶ崎
	桜田小学校	桜田東
2 災害用貯水槽 (整備済) 3箇所	南山形小学校	松原
	第二中学校	西崎
	千歳小学校	千歳

3 災害用貯水槽 (未整備) 20箇所	本沢小学校	長谷堂
	第八中学校	村木沢
	金井小学校	陣場
	明治小学校	灰塚
	大曾根小学校	上反田
	蔵王第二小学校	蔵王上野
	大郷小学校	中野
	南沼原小学校	富の中
	宮浦小学校	宮浦
	みはらしの丘小学校	みはらしの丘
	西山形小学校	柏倉
	商業高等学校	あかねヶ丘
	高瀬小学校	下東山
	山寺小学校・山寺中学校	山寺
	東沢小学校	防原町
	蔵王第三小学校・蔵王第二中学校	蔵王温泉
	鈴川小学校	鈴川町
	出羽小学校	漆山
	楯山小学校	青柳
	滝山小学校	小立

別表2 拠点給水所に配備する標準備品

備品名	数量	規格
ホース	2本	20m×40mm
応急給水栓	1台	
誘導器材等	一式	カラーコーン コーンバー
案内板	3個	例：整列を促す内容等